

(公財) 大阪府都市整備推進センターの各種支援制度のご案内

センターでは、大阪府密集市街地整備方針（平成26年3月大阪府策定、令和8年3月改定）を踏まえ、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（危険密集）の未解消区域（R7年度末）において、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、大阪府や地元市と連携し老朽建築物等への所有者等に対し支援・助成を行っております

危険密集解消サポート

文化住宅等を
なんとかしたい、
相談したい

建替え等相談支援

建替えに限らず、
土地活用や売却等
について広く相談を
お受けします



文化住宅等を
建替えたい

建替え検討支援

建替えプランの提案
を行います。
センターが同席する
ため、安心して提案
を受けられます

建替え等相談支援

建替えやその他土地活用を検討される際に、法手続き・費用・税金などの課題について相談をお受けします。また、専門家への相談が必要と認められる場合は専門家を派遣します

建替え検討支援

建替えの検討、およびコンサルタントへの委託検討が必要と認められる場合は、費用を助成します

※助成額には上限があります

まずは相談から！



密集市街地（住宅市街地総合整備事業区域内）において文化住宅等の建替えなどの相談を希望される方につきましても、当センターは相談のお手伝いさせていただきます